

(保 22) F  
平成 23 年 4 月 8 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
鈴木 邦彦

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関連する  
診療報酬の取扱いについて（その 2）

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う診療報酬上の取扱いに係る Q&A につきましては、平成 23 年 4 月 1 日付け（保 5）F によりご連絡申し上げたところですが、今般、厚生労働省保険局医療課より診療報酬上の取扱いに係る Q&A（その 2）が示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関連する診療報酬の取扱いについて  
（その 2）

（平 23. 4. 8 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）